

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則(案)

千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年3月26日教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

正後	改正前
<p>第1章 総則 (事務局の分課)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び課務担当主査を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>事業係</p> <p>子ども支援課</p> <p><u>運営支援係</u></p> <p><u>入園審査係</u></p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画主査</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p><u>特別支援教育係</u></p> <p><u>給食係</u></p> <p>指導課</p> <p>事務係</p> <p><u>教職員人事係</u></p>	<p>第1章 総則 (事務局の分課)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び課務担当主査を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>事業係</p> <p>子ども支援課</p> <p><u>支援係</u></p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画主査</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p><u>給食主査</u></p> <p>指導課</p> <p>事務係</p> <p><u>教員人事係</u></p>

別表第2（第8条関係）

課	分掌事務
子ども総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員会の会議及び秘書事務に関すること。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関すること。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関すること。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関すること。 (5) 公印に関すること。 (6) 文書に関すること。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関すること。 (8) 共育マスタープランの進行管理等に関すること。 (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価に関すること。 (10) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。 (11) 教育の広報及び教育行政に関する相談に関すること。

別表第2（第8条関係）

課	分掌事務
子ども総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員会の会議及び秘書事務に関すること。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関すること。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関すること。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関すること。 (5) 公印に関すること。 (6) 文書に関すること。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関すること。 (8) 共育マスタープランの進行管理等に関すること。 (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価に関すること。 (10) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。 (11) 教育の広報及び教育行政に関する相談に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (12) 学校及び児童福祉施設並びに子どもの安全・安心対策の総合調整に関すること。 (13) P T A 及びこども110番連絡会に関すること。 (14) 青少年委員に関すること。 (15) 青少年問題協議会に関すること。 (16) 青少年対策地区委員会に関すること。 (17) その他青少年の健全育成に関すること。 (18) 次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関すること。 (19) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。 (20) 他の課に属しないこと。 		<ul style="list-style-type: none"> (12) 学校及び児童福祉施設並びに子どもの安全・安心対策の総合調整に関すること。 (13) P T A 及びこども110番連絡会に関すること。 (14) 青少年委員に関すること。 (15) 青少年問題協議会に関すること。 (16) 青少年対策地区委員会に関すること。 (17) その他青少年の健全育成に関すること。 (18) 次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関すること。 (19) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。 (20) 他の課に属しないこと。
子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関すること。 (2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。 (3) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。 (4) 保育園・こども園に関すること。 (5) 保育園職員（保育士）の人事及び服務に関すること。 (6) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。 (7) その他子ども支援に関すること。 	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関すること。 (2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。 (3) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。 (4) 保育園・こども園に関すること。 (5) 保育園職員（保育士）の人事及び服務に関すること。 (6) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。 (7) その他子ども支援に関すること。
子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関すること（次世代育成支援計画の進行管理に関することを含み、次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関することを除く。）。 (2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関すること。 (3) 保育施設の開設等に関すること。 (4) 教育扶助等に関すること（幼稚園）。 (5) 次世代育成に係る手当（児童手当・子ども手当を含む。）、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (6) 幼児及びひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 (7) 幼稚園園児等保護者補助事業及び外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関すること。 (8) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること。 (9) 赤ちゃん・フラットの開設及び周知に関すること。 	子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関すること（次世代育成支援計画の進行管理に関することを含み、次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関することを除く。）。 (2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関すること。 (3) 保育施設の開設等に関すること。 (4) 教育扶助等に関すること（幼稚園）。 (5) 次世代育成に係る手当（児童手当・子ども手当を含む。）、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (6) 幼児及びひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 (7) 幼稚園園児等保護者補助事業及び外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関すること。 (8) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること。 (9) 赤ちゃん・フラットの開設及び周知に関すること。
子ども施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関すること。 (2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関すること（中等教育学校の施設改修を含む。）。 (3) 旧今川中学校の暫定使用に関すること。 (4) 小学校等複合施設との連絡調整に関すること。 (5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関すること。 (6) ちよだパークサイドプラザの運営管理に関すること。 	子ども施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関すること。 (2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関すること（中等教育学校の施設改修を含む。）。 (3) 旧今川中学校の暫定使用に関すること。 (4) 小学校等複合施設との連絡調整に関すること。 (5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関すること。 (6) ちよだパークサイドプラザの運営管理に関すること。

	(7) その他学校施設及び児童福祉施設に関すること。		(7) その他学校施設及び児童福祉施設に関すること。
学務課	<p>(1) 学校の就学事務及び学級編制に関すること(幼稚園を除く。)。</p> <p>(2) 教育扶助等に関するここと(幼稚園を除く。)。</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関するここと。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校の私費会計の点検に関するここと。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人口統計調査・教育に関する調べに関するここと。</p> <p>(6) 通学路点検に関するここと。</p> <p>(7) 学校職員及び保育園職員(保育士を除く。)の人事及び服務に関するここと。</p> <p>(8) 委員会職員及び学校職員(教員を除く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)に関するここと。</p> <p>(9) 学校運営予算の執行及び経理に関するここと。</p> <p>(10) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関するここと。</p> <p>(11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関するここと(九段中等を含む。)。</p> <p>(12) <u>特別支援教育の全体調整に関するここと</u></p> <p>(13) <u>就学委員会に関するここと</u></p> <p>(14) <u>個別指導計画に関するここと</u></p> <p>(15) 学校・保育園・こども園給食に関するここと。</p> <p>(16) その他学校運営に関するここと。</p>	<p>(1) 学校の就学事務及び学級編制に関するここと(幼稚園を除く。)。</p> <p>(2) 教育扶助等に関するここと(幼稚園を除く。)。</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関するここと。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校の私費会計の点検に関するここと。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人口統計調査・教育に関する調べに関するここと。</p> <p>(6) 通学路点検に関するここと。</p> <p>(7) 学校職員及び保育園職員(保育士を除く。)の人事及び服務に関するここと。</p> <p>(8) 委員会職員及び学校職員(教員を除く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)に関するここと。</p> <p>(9) 学校運営予算の執行及び経理に関するここと。</p> <p>(10) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関するここと。</p> <p>(11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関するここと(九段中等を含む。)。</p> <p>(12) <u>学校・保育園・こども園給食に関するここと</u></p> <p>(13) <u>その他学校運営に関するここと</u></p>	
指導課	<p>(1) 学校の教育指導に伴う事務に関するここと。</p> <p>(2) 学校の連合行事に関するここと。</p> <p>(3) 校外学習に関するここと。</p> <p>(4) 教科書無償給与事務に関するここと。</p> <p>(5) 教員の人事及び服務に関するここと。</p> <p>(6) 教職員の給与及び福利厚生に関するここと。</p> <p>(7) 人事制度の調査研究に関するここと。</p> <p>(8) 教育研究所の庶務に関するここと。</p> <p>(9) 教育課程の管理の指導及び助言に関するここと。</p> <p>(10) 学習指導及び生活指導に関するここと。</p> <p>(11) 教員の研修の指導、助言及び実施に関するここと。</p> <p>(12) 教科書採択に関するここと。</p> <p>(13) 教科書以外の教材の取扱いその他学校の教育指導に関するここと。</p> <p>(14) 中等教育学校の人事制度に関するここと。</p> <p>(15) 中等教育学校の教育課程に関するここと。</p> <p>(16) 保育園の保育内容に関するここと。</p> <p>(17) 適応指導教室に関するここと。</p> <p>(18) 特命事項に関するここと。</p>	<p>(1) 学校の教育指導に伴う事務に関するここと。</p> <p>(2) 学校の連合行事に関するここと。</p> <p>(3) 校外学習に関するここと。</p> <p>(4) 教科書無償給与事務に関するここと。</p> <p>(5) 教員の人事及び服務に関するここと。</p> <p>(6) 教職員の給与及び福利厚生に関するここと。</p> <p>(7) 人事制度の調査研究に関するここと。</p> <p>(8) 教育研究所の庶務に関するここと。</p> <p>(9) 教育課程の管理の指導及び助言に関するここと。</p> <p>(10) 学習指導及び生活指導に関するここと。</p> <p>(11) 教員の研修の指導、助言及び実施に関するここと。</p> <p>(12) 教科書採択に関するここと。</p> <p>(13) 教科書以外の教材の取扱いその他学校の教育指導に関するここと。</p> <p>(14) 中等教育学校の人事制度に関するここと。</p> <p>(15) 中等教育学校の教育課程に関するここと。</p> <p>(16) 保育園の保育内容に関するここと。</p> <p>(17) 適応指導教室に関するここと。</p> <p>(18) 特命事項に関するここと。</p>	

備 考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。